資 料 提 供

令和７年１０月９日

担 当 課	人事課
担 当 者	藤村、大谷
電　　話	（073）435-1019
内　　線	2565

公益通報制度に係る改善措置について

令和６年７月８日、和歌山市公正職務審査会に「平成３０年８月に公益通報を行った元職員に対する不利益な取扱いの有無に係る検証について」の諮問を行い、令和７年６月６日付け答申の意見書において、改善すべき点について指摘を受けました。

その後、改善措置を検討し、令和７年９月２４日に和歌山市公正職務審査会へ諮問を行い、同月２６日に改善措置が適当であるとの答申を受けましたので、次のとおり改善措置を実施していきます。

１　改善措置の概要

指 摘 事 項	改 善 措 置
（１）公益通報体制の不備 ・内部の公益通報受付窓口の設置	・庁外対応員（弁護士） ・**庁内対応員（公正職務専門監）を新たに設置**
・内部公益通報受付窓口以外への通報があった場合の対応整備	**内部公益通報を受けた者（職制上の上司）は、内部公益通報受付窓口（庁内対応員又は庁外対応員）に報告**する。 上記のほか、**庁内に質問・相談窓口を新たに設置**し、内部公益通報に関する質問や相談を受け付ける。
（２）通報者保護に対する認識不足 ・公益通報者のフォローアップ体制の構築	**公益通報者保護対策チームを新たに設置** ・構成員：公正職務専門監 任命権者の所管に属する部局における 人事担当部長、同課長、同副課長、同班長、職員主任相談員、職員相談員 ・任　務：①不利益な取扱いの有無を適宜確認するなど、十分なフォローアップの実施 ②不利益な取扱いが認められる場合の救済・回復
（３）職員に対する周知徹底不足 ・公益通報制度と通報対応の仕組み、通報者保護等について周知徹底	**職員の研修会の実施**のほか、周知徹底を図る。

２　施行日　令和７年１０月１５日

３　和歌山市内部公益通報制度フローチャート　別紙のとおり

別　紙

和歌山市内部公益通報制度

施行日：令和7年10月15日

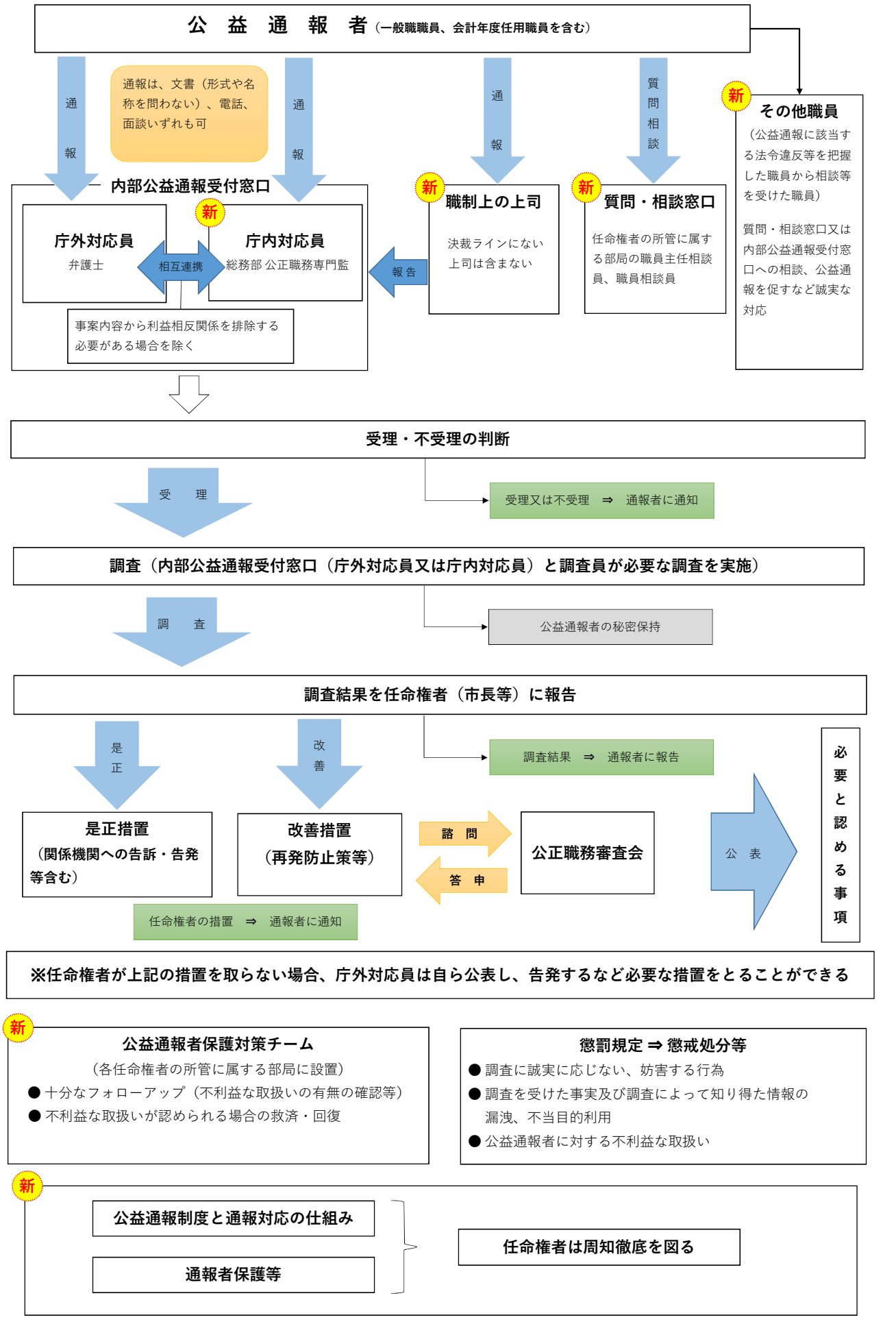

新

公益通報者保護対策チーム

（各任命権者の所管に属する部局に設置）

- 十分なフォローアップ（不利益な取扱いの有無の確認等）
- 不利益な取扱いが認められる場合の救済・回復

懲罰規定 ⇒ 懲戒処分等

- 調査に誠実に応じない、妨害する行為
- 調査を受けた事実及び調査によって知り得た情報の漏洩、不当目的利用
- 公益通報者に対する不利益な取扱い

新

公益通報制度と通報対応の仕組み

通報者保護等

任命権者は周知徹底を図る

※誹謗中傷、私利私欲等の不正な意図によるもの、ハラスメント（暴行、脅迫等を伴うものを除く。）や勤務条件等に関するものは公益通報制度の対象外